

生徒指導運用規定

P 1	第 1 条	生徒指導部基本方針
P 1	第 2 条	学校生活指導に関する規定について
P 3	第 3 条	懲戒指導に関する規定について
P 6	第 4 条	交通安全指導について
P 7	第 5 条	身なり指導について
P 9	第 6 条	携帯電話・スマートフォン等の指導
P 1 0	第 7 条	深夜はいかいについて
P 1 0	第 8 条	アルバイト指導について
P 1 1	第 9 条	不特定問題行動について
P 1 1	第 10 条	遊戯用具の持ち込み・使用の禁止及び好ましい学習環境の整備について
P 1 1	第 11 条	盗難防止について

第 1 条 生徒指導部基本方針

1. 指導方針

- (1) 生徒指導は学校の教育活動全体を通して、あらゆる機会・あらゆる場所において行われる。
- (2) 生徒はホームルーム担任が指導することを基本に、各学科、学年、教科、各分掌の全職員での分担・協力を行いながら、全職員共通理解のもとで足並みをそろえた生徒指導にあたる。
- (3) 生徒の自主性を育て、有意義で楽しい学校生活を送る為の環境作りに努める。
- (4) 本校が抱える課題や諸問題と向き合い、集会やホームルーム・日常の活動の中で全職員協力のもとその改善に努める。
- (5) 保護者、地域、関係団体との協力・連携を図り、一体となって生徒指導にあたる。

2. 努力目標

- (1) 基本的生活習慣の確立を図る。
- (2) 安全教育の徹底を図る。
- (3) 問題行動・不良行為を未然に防ぎ、対応を強化していく。
- (4) 部活動の活性化を図る。

3. 基本姿勢

- (1) 自らの問題を自ら解決できるよう、生徒の自主・自立の精神を育てる為の援助をし、寛容さを持って根気強く指導にあたる。
- (2) 生命の尊さや互いの人格と権利を尊重する指導を、あらゆる場所、あらゆる時に行う。
- (3) 生徒との触れ合いを図り、信頼関係を確立しながら良好な生活態度を身に付けるように指導する。
- (4) 教育愛と情熱を持って生徒に接し、わずかな改善点に対しても『ほめる指導』を行い、校則違反や日常の好ましくない態度・行動とも向き合いながら、優しさの中にも厳しい姿勢のある毅然とした態度で粘り強く指導にあたる。
- (5) 集団生活の中における個人を正しく理解させ、集団の中での規律ある生活が営めるよう指導する。
- (6) 焦らず、急がず、弛まず、継続した指導を行う。

第 2 条 学校生活指導に関する規定について

1. 目的 本校は様々な学科・系列での取り組みが多い。学校生活の中で全職員が統一した指導を行うために、【学校生活指導記録簿】を活用し、生徒一人一人の状況を把握し適切な指導を行う。

2. 指導の規定（ルールについて）

- (1) 学校生活指導は 1～5 段階の累積段階指導とする。※第 3 条 7. 指導の段階表 を参照。

- (2) 原則として指導段階については卒業まで累積される。
- (3) 定期考査日は指導日数に含めるが、休業日は指導日数に含めない。
- (4) 学校生活指導は保護者確認(サイン)後「授業観察カード」を用いて原則5日(最終期限は10日)行う。
- (5) 生徒が「学校生活記録簿」に入力される行為を行った場合、担当職員が注意指導・学校生活記録簿への入力を行い、入力回数に応じて学校生活指導を行う。
- (6) 指導を途中で投げ出す(評価でCがあった等)、指導最終期限(10日)を越えても指導が終えられない、または終える見込みがない場合は指導を中断し、一段上の段階への移行や懲戒指導を見据えた指導内容の見直しや生徒・保護者の意思確認を行う。

3. 学校生活記録簿への入力と累積について

- (1) 入力先⇒共有サーバ⇒各年度のフォルダ⇒生徒指導部⇒0. 学校生活記録簿
- (2) 指導期間中も入力対象となる事柄は学校生活記録簿へ入力する。
- (3) 懲戒指導になった場合、学校生活記録簿の累積入力回数は該当する指導段階に10をかけた回数から始めることになる。その場合入力の再開は事実確認を行った日(事実確認後)とする。
例) 学校生活記録簿8回入力されている時に、7段階の懲戒指導を受ける場合、記録簿は70回となる。
- (4) 年度が変わるとき、入力回数はリセットされるが、累積指導段階(深夜徘徊含)は据え置く。(例:今年度の入力回数75回⇒次年度70回からのスタート)

4. 学校生活記録簿への入力項目について 以下の項目について学校生活記録簿に1回入力する。

- (1) 生活・学習態度不良 ①授業中の飲食等(ガムについては授業時間外も禁止)
②授業に支障をきたす行為(私語、遊戯用具等)
- (2) 携帯電話・スマートフォン等の取り扱い不良(第4条 スマートフォン・携帯電話等の指導 参照)
①8:45から帰りのSHR終了時までの間に電源が入っている(使用・電源オン・音鳴り・バイブ音)
②見えるところに出している。未収納。 ③タブレット端末の学習以外の目的での使用
- (3) 身なり違反
①装飾品を身につけている → 第5条 4. 身なりに関する規定(3) アクセサリー等について 参照
②化粧 → 第5条 4. 身なりに関する規定(2) 化粧等について 参照
- (4) 生徒指導部が入力する項目
①厳重注意指導(生徒指導部による指導が必要な困った行動) ※過度な悪ふざけ、他人に迷惑をかけかねない行為 ②染髪・変髪・眉や頭髮へのライン ③制服違反(改造制服、制服不着用等) ④深夜徘徊

5. 学校生活指導の段階と内容

- 【1段階】(担任指導) ・授業観察カード5日間 ・担任面談
- 【2段階】(学科・系列指導) ・授業観察カード5日間 ・科・系列職員による期間中1回の放課後指導と面談
- 【3段階】(学科・系列指導) ・授業観察カード5日間 ・科・系列職員による放課後指導 ・保護者面談
- 【4段階】(学年部指導) ・授業観察カード5日間 ・学年部による期間中の放課後指導 ・保護者面談
- 【5段階】(管理者指導) ・授業観察カード5日間 ・管理者・担任・科・系列職員による保護者面談
・生徒指導部による期間中の放課後指導

6. 授業観察カードと評価について

- (1) 授業観察カードは、当該時間の担当職員がサインをし、評価を付ける。
- (2) 授業観察カードの評価基準は次の通りとする。

A	真面目に授業・課題に取り組んでいる。正しい身なり、授業に必要な道具が揃っている。
B	授業に必要な道具類を持っていない。遅刻、いねむり、私語、その他Aの評価には当てはまらなと教科担当が判断した場合。
C	終始注意を受ける。過度の居眠り、私語。5分以上の遅刻、授業妨害・不参加、その他A、Bどちらの評価にも当てはまらない。評価外。

- (3) 1日の評価にBが3つ以上、またはCが1つ以上あった場合、その日は指導日数に含めない。
- (4) 授業観察カードを汚したり、破ったり、紛失した場合、指導やり直しや違う指導を検討することがある。

7. 学校生活指導の流れ

- (1) 全職員で指導対象生徒について注意指導を行い、学校生活記録簿へ入力を行う。
- (2) 入力回数が10回になると、生徒指導部学校生活指導係が家庭連絡票を準備し、該当生徒・担任・生徒指導部学年担当に連絡、該当生徒を呼び出し、入力内容の確認を行う。
※入力訂正のある場合は入力した職員に確認し必要があれば訂正(削除)する。
- (3) 指導を始める場合、家庭連絡票に保護者のサインをもらい、指導期間中の過ごし方について説明する。
- (4) 指導の開始、終了(解除)、指導内容変更については職員朝会で報告、周知する。ただし、指導内容を全て終え、十分に反省していることを生徒指導部学校生活指導係が確認後、指導は終了し解除される。

8. 学校生活指導を受ける生徒の一日の流れ

- (1) 朝 8 時 40 分までに生徒指導部室に登校し、授業観察カードを受け取る。
- (2) 朝の SHR から帰りの SHR、放課後指導まで当該時間の担当職員より授業観察カードに評価を受ける。
- (3) 1 日の指導を全て終えたら生徒指導部室に授業観察カードを提出し、帰宅する。
※遅刻した場合でも登校次第すぐに授業観察カードを受け取り、残りの時間の指導を受ける。
(指導を受けない場合は指導拒否とみなし、指導内容を再検討する場合もある)

9. 生徒指導部嚴重注意指導について

生徒指導部による指導が必要な困った行動があった場合、該当生徒を呼び出し事実確認を行い、指導が必要と判断された場合以下の指導を行う。(学校生活記録簿 1 回入力)

- (1) 口頭注意指導 生徒指導部職員による口頭注意指導を行う。
- (2) 嚴重注意特別指導 ①口頭注意より強い指導が必要と判断される場合、授業観察カードを用いた指導を状況に応じて柔軟に行う。(実施方法等については学校生活指導と同様) 例えば、肖像権・プライバシー権の侵害 (SNS で相手に無断で投稿)、校内での充電 (盗電)、校時中の無断校外外出、近隣地域への迷惑行為、自転車の迷惑駐輪のときなどに行う。②友人トラブルなどによる口論や小競り合いでの有形力の行使 (掴む、押す、引っ張る、叩く、打つ、殴る、蹴る、物をぶつけるなど) など。その時の状況や、生徒同士の関係性を慎重に判断し、被害生徒への影響が大きいと判断される場合には、懲戒指導を検討することができる。

第 3 条 懲戒指導に関する規定について

1. 目的 生徒の問題行動を反省させて立ち直りを図り、正常な学校生活を送ることができるよう適切な指導を行うことを目的とする。

2. 懲戒指導の種類

- (1) 訓告指導：問題行動の内容が懲戒指導基準の 6～7 段階に該当するもの。
- (2) 停学指導：問題行動の内容が懲戒指導基準の 8～10 段階に該当するもの。
- (3) 退学勧告：問題行動の内容が懲戒指導基準の 10 段階を超える、または、10 段階の指導後に再度問題行動を起こした場合。

※全ての問題行動は校内外を問わず、同席者が居る場合は同席者も同じ指導の対象とする。

3. 懲戒指導の段階と指導内容

- (1) 6～7 段階：訓告＋特別指導(6 段階:授業日 5 日、7 段階:授業日 10 日)
 - ・授業観察カードによる授業観察と授業態度の評価。
- (2) 8～10 段階：停学 (8 段階:授業日 5 日、9 段階:授業日 10 日、10 段階:無期(授業日 20 日目処に検討))
 - ・停学指導による自宅謹慎中は、学校休業日を含め原則外出を禁止し、自宅にて反省日誌や課題等に取り組む。ただし、必要があり外出する際は保護者監督、責任のもとに認めることもある。また、登校日を設け、課題の確認と関係職員と面談を行う。
 - ・停学期間中は学校行事及び部活動等への参加は認めない。ただし、定期考査や芸術鑑賞は別席や別室を用意し参加させるものとする。
- (3) 退学勧告
 - ・原則、無期停学を経て退学勧告を検討する。ただし、社会秩序への影響、学校秩序や学習環境への影響、いじめや暴力等により被害状況が大きいときにはこの限りではない。
- (4) その他
 - ・指導内容等を守れない場合、反省の態度が見られない場合は、生徒指導委員会にて指導を再検討する。
 - ・事実確認、指導が確定するまでの期間は放課後に面談指導を行うこともある (つなぎ指導)。

4. 懲戒指導基準

- (1) 6 段階から始まる問題行動：訓告＋特別指導 5 日の指導
 - ①交通法規違反 (自動二輪車初心運転乗車方法違反と同乗等)
 - ②授業妨害や行事・式典妨害、他生徒への迷惑行為、その他学校の秩序を乱す行為
 - ③カンニング、不正行為 (カンニングと疑われるような行為)
 - ④教師に対する暴言など倫理に反する言動や行為 (状況により検討)
 - ⑤賭博行為・遊びの一環で飲食物を賭ける行為 (状況により検討)
 - ⑥器物損壊 (状況により検討)
 - ⑦金品の執拗な寸借やせびる行為 (相手が快く思っていない)、また、寸借の後に返却を怠る行為、拾得物横領
 - ⑧未成年者立ち入りの禁止場所等 (居酒屋等) への立ち入り
 - ⑨指導拒否 (複数回の注意指導に従わない)
 - ⑩その他・上記に準ずる行為や類似行為と認められるもの
 - ⑪スマートフォンなどによる本人の同意の無い撮影や嫌がらせなどの類似行為 (盗撮など被害者への影響が大きい場合には退学勧告を含め、訓告以上の懲戒を検討できる)
- (2) 7 段階から始まる問題行動：訓告＋特別指導 10 日の指導
 - ①オートバイ、自動車での無許可通学②本校制服・体育着・系列着等着用もしくは所持での運転③放課後

や休日の登下校・部活動・大会の応援・その他教育に関する行事等への移動手段としての運転

※①～③において、車両の貸借や駐車場所の提供などの幫助、通学の一部の車輛使用、同乗等を含む。

(3) 8段階から始まる問題行動：停学5日（授業日）

①飲酒（ノンアルコール飲料も含む）、飲酒同席、酒類購入・所持、酒酔い状態（呼気にアルコールの臭いがする場合も含む）、飲酒場所の提供、見張り行為などの幫助

②喫煙、喫煙同席、タバコ（電子タバコ及び類するものも含む）・ライター所持（花火や釣り）・タスポ所持や供与、見張り行為、喫煙場所の提供などの幫助

※上記の飲酒や喫煙を黙認し、注意せずにその場あるいはその周辺にいる者は「同席」と見なす。

(4) 9段階から始まる問題行動：停学10日（授業日）

①免許停止相当の交通違反や同時に複数の交通法規違反を犯した場合（同乗含）

②恐喝、金銭強要

③窃盗、万引き ④詐欺行為、無銭飲食、無賃乗車 ⑤暴行、傷害（入院・加療を要するもの）

※上記①～⑤において、共同行為、見張り、仲介、周囲を取り囲む等含

(5) 10段階から始まる問題行動：無期停学

①暴走行為、暴走をあおる行為、見物、はやし立てる行為

②無免許運転、飲酒運転、免許取り消し相当の交通違反（同乗含）

※上記①、②において、車輛を貸した者、場所（駐車場）を提供した者、共同行為等

(6) 退学勧告を検討する問題行動

①薬物使用、所持や同席 ②問題行動が社会秩序に与える影響、学校秩序や学習環境への影響、（盗撮や暴力行為、SNS被害など）被害者の被害状況が大きい場合、退学勧告を検討することができる。いじめについては『学校いじめ防止対策基本方針』に則って対応し、関係職員及び、いじめ防止対策委員会にて、いじめ行為や被害生徒の状況を把握して指導内容（案）を作成し、職員会議へ諮る。

5. 懲戒指導の流れ

(1) 問題行動が発生したら、教頭に連絡し、生徒指導部担当が対応する。

(2) 生徒指導部担当が生徒を呼び出し事実確認を行う。事実をある程度把握出来たら、担任が保護者へ連絡する。その際、学校秩序への影響や被害者への影響が大きいと判断される場合は、管理者が自宅謹慎を命ずることもある。自宅謹慎となった場合の出席の取り扱いは、懲戒指導の自宅謹慎と同様とする。

(3) 生徒指導部担当が該当生徒の問題行動調査票を作成する。

(4) 問題行動調査票を元に生徒指導部会・生徒指導委員会を開催し指導提案内容を決定する。

(5) 職員朝礼（又は職員会議）で生徒指導部が生徒指導委員会案として指導を提案する。

(6) 指導提案が承認された場合、担任は教頭（又は校長）と調整し、言い渡し日程を決める。決めた日程について生徒指導部に報告する。

(7) 言い渡しは保護者同席の上、担任、生徒指導部、教頭で行う。ただし、無期停学や退学勧告、重大事案の場合は校長が言い渡しを行う場合もある。

(8) 当該生徒の指導受け入れの意思確認ができたなら、『誓約書』及び『指導期間中の過ごし方』に署名捺印してもらう。（誓約書及び指導期間中の過ごし方は保護者・生徒指導部で保管）

(9) 指導日数分の反省日誌を渡し（停学指導に限る）、期間中の詳細な指導内容について説明する。

(10) 決まった懲戒指導の詳細な内容については以下の通りとする。

訓告による特別指導	停学指導
①朝8時25分までに生徒指導部室に登校し、授業観察カードを受け取り朝の指導を受け、授業観察カードに評価を受ける。 ②朝のSHR～帰りのSHR、放課後指導まで当該時間の担当職員より授業観察カードに評価を受ける。 ③授業観察カードを生徒指導部に提出する。 ※授業観察カードの実施方法については学校生活指導の「授業観察カード」と同様とする。	①職員朝会で各教科に停学期間中の課題の準備を生徒指導部が呼び掛ける。 ②各教科から停学課題を受け取り課題に取り組む。（学校で停学を受ける場合も同様） ③下記1)～3)を終え、指導日数を満たす 1)課題の終了と担当者の確認 2)反省日誌の完成 3)担任、学年主任、生徒指導部（担当・主任）、教頭、校長の面談指導 ※指導期間中の登校日は、指定された時間に生徒指導室前に登校する。欠席の場合、届出欠は自宅謹慎とし、無届欠は日数にカウントしない。
⑤指導解除（終了）について 指導の終了（解除）については職員朝会で報告、周知する。	④指導解除（終了）について 職員朝会で懲戒指導の解除提案が承認されれば指導解除（終了）となる。＊ただし、無期停学以上の指導を受けた生徒は毎月面談を実施する。

(11) 授業観察カードや課題等に不正等があった場合は、再提出を行わせるか、指導について再検討する。

(12) 完了した授業観察カードと反省日誌は生徒指導部担当で生徒ごとにファイルに保管する。

6. 留意事項

(1) 基本的に問題行動毎に指導基準を設け、該当する指導段階で指導を行う。

(2) 過去に懲戒指導歴がある生徒の問題行動については、前歴の指導段階と比べ、重い方の指導段階に1段階加えた段階とする。また、原級留置生や休学生の復学時に、前歴や未指導の指導段階が取り消されることはない。

- (3) 懲戒指導になった場合、学校生活記録簿の累積入力回数は、該当する指導段階の段階に10をかけた回数から始めることになる。例) 学校生活記録簿8回入力されている時に、7段階の懲戒指導を受ける場合、記録簿は70回から開始される。(例: $7 \times 10 = 70$ 回の入力となる)
- (4) 問題行動の事実確認を終えた時を生徒指導部による最初の指導とし、それ以降に起きた問題行動については別の問題行動として扱う。また、生徒指導部による最初の指導の日付より前の日付における問題行動が発覚した場合も別の問題行動として扱い、指導委員会を開き、次の指導が決まった段階でその指導に切り替える。指導期間中に新たな問題行動を起こしてしまった場合は、指導を停止し、指導委員会を開き、次の指導が決まった段階でその指導に切り替える。
- (5) 同時に重複した問題を起こした場合、もしくは月締めの警察連携指導(補導票)により同時に別の日の複数の問題行動が発覚した場合は1回として数え、指導段階の重い方を適用する。
- (6) 問題行動が悪質な場合、事実確認の段階で虚偽や隠蔽行為があった場合は、生徒指導委員会で検討し、職員会議に諮り段階を超えた指導を行う事もある。
- (7) 停学指導は原則自宅で行うものとする。ただし、家庭の状況に応じて、登校させ別室での停学指導や、外部学校連携機関で行うこともある。
- (8) 必要に応じて、教育相談、養護教諭、学校カウンセラー等と連携した指導内容や禁煙講習など医療機関を受講することを条件とする指導内容を提案することができる。

7. 指導(学校生活指導・特別指導・懲戒指導)の段階表

- ① 学校生活指導: 学校生活記録簿に10回入力される度に段階が上がる。
(※6段階以上も10回入力の度に1段階上がるが、懲戒指導となる。)
- ② 懲戒指導: 各問題行動の内容により生徒指導委員会を経て指導段階が決定する。懲戒指導の前歴がある生徒については前回の指導段階と比べ重い方の段階に1段階加えた段階で指導を行う。
- ③ 懲戒指導になった場合、学校生活記録簿の累積入力回数は該当する指導段階の次段階に10をかけた回数から始めることになる。例) 学校生活記録簿に8回入力されている時に、7段階に該当する懲戒指導となった場合、記録簿は70回となる。
- ④ 年度が変わるとき、入力回数は0にリセットされるが、指導段階は据え置きとなる。

学校生活記録簿への入力項目(生徒指導運用規定も確認すること)

- (1) 生活・学習態度不良
 - ① 授業中の飲食等(ガムについては授業時間外も禁止)
 - ② 授業に支障をきたす行為(私語、遊戯用具等)
- (2) 携帯電話・スマートフォン等の取り扱い不良
 - ① 8:45から帰りのSHR終了時までの間に電源が入っている
 - ② 見えるところに出している。未収納。
 - ③ タブレット端末の学習以外の目的での使用
- (3) 身なり違反
 - ① 装飾品(透明ピアス、指輪、ネックレス、数珠、つけ爪、カラコン、サークルレンズなど含む)
 - ② 化粧(色付きリップ、まつげエクステ、地毛と違う色の眉色、日焼け止め機能付ファンデーションなど含む)
- (4) 生徒指導部が入力する項目
 - ① 厳重注意指導(生徒指導部による指導が必要な困った行動)
※過度な悪ふざけ、他人に迷惑をかけかねない行為
 - ② 染髪・変髪・眉や頭髮へのライン
 - ③ 制服違反(改造制服、制服不着用等) ④ 深夜徘徊

- ① 交通法規違反(自動二輪車初心運転乗車方法違反と同乗等)
- ② 授業妨害や行事・式典妨害、他生徒への迷惑行為、その他学校の秩序を乱す行為
- ③ カンニング、不正行為(カンニングと疑われるような行為)
- ④ 教師に対する暴言など倫理に反する言動や行為(状況により検討)
- ⑤ 賭博行為・遊びの一環で飲食物を賭ける行為(状況により検討)
- ⑥ 器物損壊(状況により検討)
- ⑦ 金品の執拗な寸借やせびる行為、(相手が快く思っていない)、また、寸借の後に返却を怠る行為、拾得物横領
- ⑧ 未成年者立ち入りの禁止場所等(居酒屋等)への立ち入り
- ⑨ 指導拒否(複数回の注意指導に従わない)
- ⑩ その他・上記に準ずる行為や類似行為と認められるもの
- ⑪ スマートフォンなどによる本人の同意の無い撮影や嫌がらせなどの類似行為(盗撮など被害者への影響が大きい場合には退学勧告を含め、訓告以上の懲戒を検討できる)

【1段階(担任)】

保護者連絡、本人との面談指導

10回入力

【2段階(学科・系列)】

保護者連絡、科系列面談、
放課後指導1回

10回入力

【3段階(学科・系列)】

科系列の保護者面談、
放課後指導(期間中)

10回入力

【4段階(学年部)】

学年部の保護者面談、
放課後指導(期間中)

10回入力

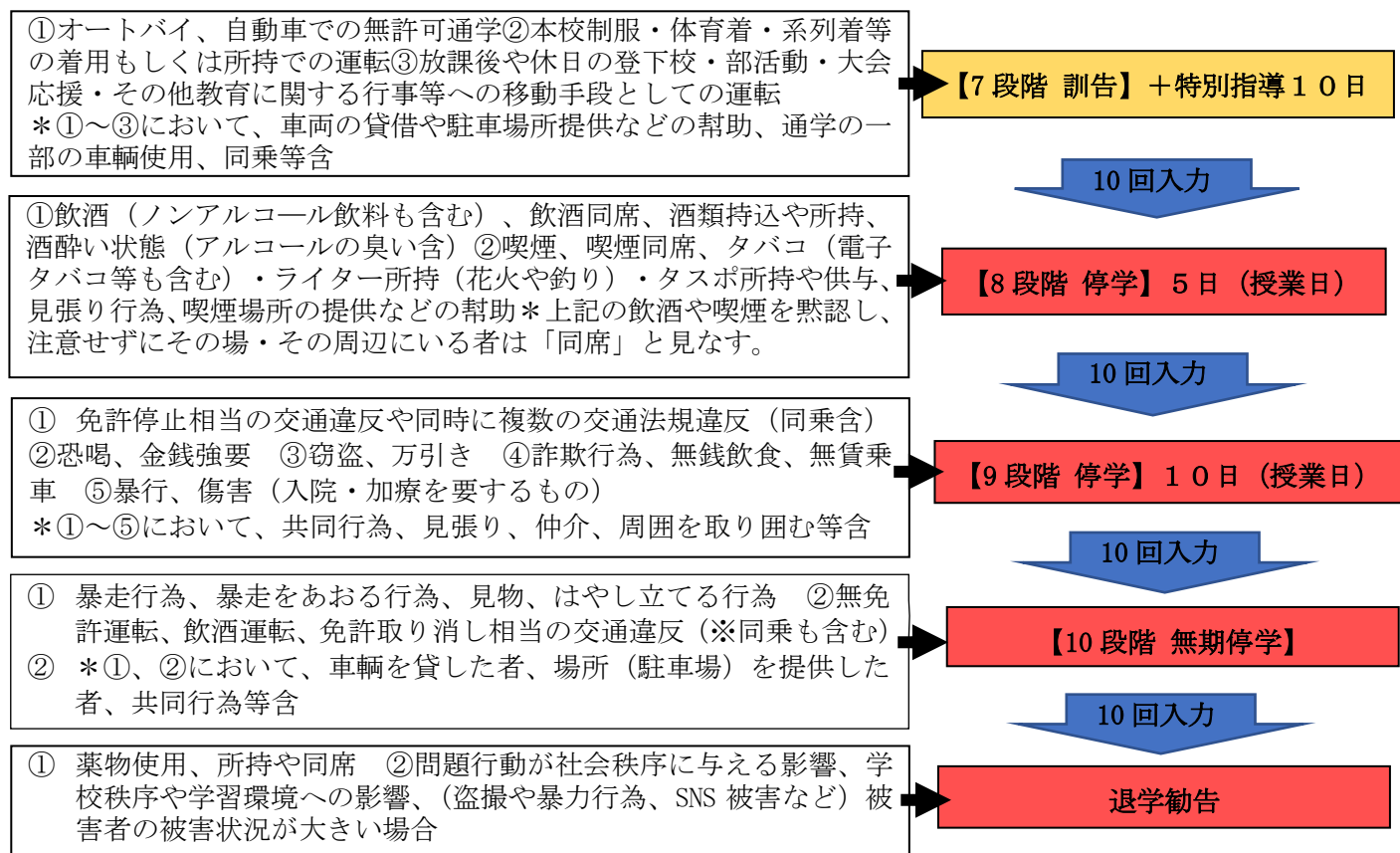
【5段階(管理者)】

管理者の保護者面談、
放課後指導(期間中)

10回入力

【6段階 訓告】+特別指導5日

10回入力



いじめについては『学校いじめ防止対策基本方針』に則って対応し、関係職員及び、いじめ防止対策委員会にて、いじめ行為や被害生徒の状況を把握して指導内容（案）を作成し、職員会議へ諮る。

第4条 交通安全指導について

1. 目的

- 交通道德を守る心を育て、交通安全意識の向上を図る。
- 交通社会の一員としての自覚を高め、交通事故の防止を図り、交通問題に取り組む姿勢を養う。

2. 指導方針

- 通学について（休日や、校外での学校教育活動に関する移動手段についても以下に準ずる）
 - 通学の方法として、「徒歩」「公共交通機関」「保護者または家族が運転する車両での送迎」以外は届出や許可が必要である。
 - 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可申請書」を提出し、許可を受ける必要がある。生徒指導部の検査・許可を受けた者は、許可証を自転車の見える位置に貼らなければならない。自転車の駐輪場所は、1年生は生徒指導部前の自転車置き場と体育館北側、2,3年生は体育館側の自転車置き場を利用しなければならない。
 - バイク通学を希望する場合は、必要書類を提出し、職員会議で承認される必要がある。また、基準や条件（125cc未満、通学距離10km以上など）を満たし、許可証をバイクの見える位置に貼らなければならない。バイクの駐輪場所は、海洋技術科準備室道路側のバイク置き場とする。マフラー、ナンバーの取り付け改造等は禁ずる。校外での行事や実習、部活などがある場合は、一度登校してから公共交通機関等でその場所（実習先や練習場所）へ向かう必要があり、自宅からバイクで直接その場所へ行くこと・交通の一部にバイクを利用することは無許可通学とみなされる。
※令和6年度以降の入学生はバイク通学は出来ないものとする。
 - 上記①～③に違反した者は厳重注意指導や懲戒指導等の対象となる。
- 運転免許取得について
 - 運転免許取得は原則禁止とする。
 - 3年生は、卒業後の進路への影響をふまえ、届出制で普通自動車運転免許取得を認める。その際は、「普通自動車運転免許取得願い」を提出しなければならない。試験日の出席の扱いについては本校の内規に従う。
 - バイクの免許取得に関しては、保護者の了承の上「自動二輪運転免許取得願い」を提出しなければならない。
 - 道路交通法違反や、制服を着用したままバイクや自動車を運転してはならない。
 - 上記①～④に違反した者は厳重注意指導や懲戒指導等の対象となる。

(3) その他の指導について

- ①アンケート等を利用し、運転免許の取得状況を把握する。
- ②交通安全講話や講習会を実施する。
- ③自転車やバイクの違反者がいないか巡回を行い、違反がある場合はワイヤーロック等の指導を行う。
- ④生徒指導部学年担当と協力しながら、交通違反や交通事故を起こした生徒から事実確認を行う。
- ⑤専攻科生の車両通学に関しては届出制とし、必要書類を提出させる。

第5条 身なり指導について

1. 目的

- (1) 地域や周辺住民に好印象を与え、かつ就職・進学等面接試験に臨むに相応しい身なりを基準とする。
- (2) 本校生徒として学校の制服を正しく着用する事で学校への帰属意識を高める。
- (3) 学校は学びの場であり、身なりを正すことで学習する雰囲気作りに努めるようにする。

2. 基本方針

- (1) 進路決定の時期だけでなく、普段から正しい身なりで学校生活を過ごせるように、全職員で足並みを揃えた身なり指導を徹底する。
- (2) 指導に関しては必ず事前指導を行い、生徒に注意を促すと共に周知徹底を図る。

3. 制服に関する規定

(1) 式典服

①ズボンスタイル

夏服：本校指定のワイシャツ、ズボン、ベルト

冬服：本校指定の詰め襟学生服、ワイシャツ、ズボン、ベルト

②スカートスタイル

夏服：本校指定のセーラー服、スカート

冬服：本校指定のブレザー、スカート、ワイシャツ、ネクタイ

*スカートの丈は、立位で膝頭が隠れる程度の長さとする。 *ワイシャツは長袖または半袖とする。



図1 ズボンスタイル 図2 スカートスタイル



図3

- (2) 儀式的行事、対外的行事、その他学校が指定する日には式典服を着用し、行事等の際にはボタンは全て留めるものとする。
- (3) 式典服を着用する日を除き、制服の代用として、学校指定ポロシャツおよび夏服スカートスタイルのワイシャツ着用を許容する。
- (4) 制服等着用について
 - ①本校指定の詰め襟学生服、ワイシャツ、ポロシャツは第2ボタンまで留めるものとし、裾はズボンやスカートに入れる。ズボンスタイルの場合は必ずベルトを着用する。
 - ②ネクタイを着用する場合は、シャツの第1ボタンまで留め、ネクタイの結び目でシャツの第1ボタンが隠れるように着用する。
 - ③冬服着用時は詰め襟学生服・ブレザーの中には本校指定の制服を着用する。
 - ④制服の腰巻きは「着用」とは見なさない。
 - ⑤衣替え期間を設定していない。年間を通して、室内・室外問わず詰め襟学生服・ブレザーを脱いで温度調節することを許容する。その際、必ず本校指定の制服を着用しているものとする。肌寒い場合は、肌着等で工夫し調整する。
- (5) 制服以外の衣類の着用について
 - ①ワイシャツから襟や袖がはみ出すアンダーシャツやカーディガンやパーカーなどの制服以外のトップスは着用および校内への持ち込みを禁止し、預かり指導とする。
 - ②タイツやレギンス、スパッツの着用は防寒用として許容し、黒色または紺色の無地の物に限る。
 - ③マフラーやネックウォーマー等の防寒具は登下校のみの使用とし、校内での使用は禁止する。また、校内の教室移動などの際にひざ掛け等を身体に巻いて使用することを禁止する。

- ④改造制服(上着やスカート丈の変更、刺繍等)は厳禁とする。
- ⑤履物は華美でない靴とする。ルーズソックスの着用は禁止とする。

(6) ジャージの着用について

- ①ジャージ着用許可期間に限り、制服着用時に肌寒い場合、本校指定のジャージなら上から着用する事を許容する。ただし、授業・SHRの開始号令時、式典服時、集会時、進路関係の時間は原則制服とする。
- ②ジャージ着用許可期間を4月～11月とする。

4. 身なりに関する規定

(1) 頭髮および眉に関する違反について

頭髮および眉の染色や脱色は禁止とする。また、編みこみ、エクステンション、パーマ、アイロンなどを使用してのカールや巻き髪、進路活動において高校生として相応しくないと判断される奇抜な髪型(リーゼント、ドレッド、オールバック、ライン、そり込み等)は禁止する。また、眉のライン、地毛の色とは違う色で眉を描くことは禁止とする。

(2) 化粧等について

化粧(口紅、ファンデーション、まつエク、眉マスカラ、マニキュアやネイルアート、色つき整髪料)、その他学生として相応しくない、進学・就職面接試験等で通用しない身なりは禁止する。なお、肌色補正機能のある日焼け止め、着色・つや出し・ラメ入りのリップクリーム等も使用禁止とする。

(3) アクセサリー等について

アクセサリー(ピアス、透明ピアス、イヤリング、指輪、チタン・スポーツネックレス含むネックレス類、その他装飾品)、数珠、つけ爪、カラーコンタクトレンズ、サークルレンズ(黒目を大きく見せるコンタクトレンズ)は禁止とする。

(4) 刺青やタトゥーについて

タトゥーを確認後、本人面談を行い(目的など、正当な理由:ポリネシアンなどの、民族文化的な意味合いの有無、いつ、どこで、誰から施術など)を確認し、正当な理由が認められなければ、保護者面談等を行い除去を促し、学校生活では隠すことを指導する。除去治療の場合も、治療期間中(約半年～1年以上かかる場合も)は衣服などで人目につかないように隠す。(授業などでは必要に応じて合理的配慮を行う)また、度重なる指導にも応じないなど、タトゥーを隠す指導に従わない場合は、指導拒否による懲戒(6段階:訓告カード5日)を目処に対応を検討する。

5. 身なり指導に関する規定

(1) 身なり指導の種類と方法

身なり指導は「口頭注意」、「学校生活指導」、「生徒指導部引き取り」に分類される。これらの改善指導に応じない場合は生徒指導部へ引き継ぐものとし、嚴重注意指導や懲戒指導の対象となる場合がある。

①「口頭注意」

ボタンなし、ひげ、シャツ出し、スカート曲げ、ネクタイ着用方法違反、ボタンを閉めていない(ボタンなし含)、他人の制服着用など、下記②、③以外の身なり違反で、その場で改善できるものは口頭注意を行いその場で改善させる。学校生活記録簿へは入力しない。

②「学校生活指導」

化粧、装飾品、数珠、およびその場で即改善できる服装違反で、口頭注意指導以外の違反に対する指導は、その場で改善させ、指導した職員が学校生活記録簿へ入力する。校内持ち込み禁止品やアクセサリー、私服等については預かり指導を行う(職員は生徒指導室へ持って行く)。ただし、数珠はポケット等へしまわせ、預からない。化粧落とし等が必要な場合は、生徒指導部室へ生徒を連れて行く。

③「生徒指導部引き取り」

頭髮および眉に関する違反、制服忘れ、その場で即改善できない服装違反等は、当該生徒を生徒指導部職員へ直接引き継ぎ、以下の(2)～(4)を検討する。「帰宅改善指導」および「別室指導」の間中は出席扱いとし、学校生活記録簿へ入力は生徒指導部職員が行う。

(2) 経過観察指導について

他の生徒に与える影響を考慮した上で、「現状を維持したまま経過観察をするのが妥当である」と判断された場合、経過観察指導とする。生徒指導部職員は必要に応じて「身なり指導確認票」を発行し、再確認日等の指示を出す。

(3) 帰宅改善指導について

他の生徒に与える影響を考慮した上で、「改善のために帰宅指導を行うのが妥当である」と判断された場合、保護者に連絡し、再登校に必要な時間、金銭面や距離などを考慮し、生徒指導部職員が帰宅改善指導を言い渡す。その際、「身なり指導確認票」を発行し、改善後の再登校を指示する。(再登校しなかった場合は、無届欠課・欠席扱いとなる。)再登校後、「改善が不十分」と判断された場合、再度「帰宅改善指導」、「別室指導」もしくは「経過観察指導」を言い渡す。

(4) 別室指導について

その場での改善や「帰宅改善指導」が出来ない場合、別室指導とし、その日の授業を自学学習する。

6. 頭髪および眉に関する指導について

合格者オリエンテーションや新入生オリエンテーション、三者面談等で、元々の頭髪に手を加えてはいけないという指導を行う。「自分で染めた行為に対する責任は自分で取る」という前提に基づき、粘り強く改善させる指導を行う。改善指導については、美容室か、市販の黒染め液で改善を行い、黒染め証明書を提出させる。髪が痛みすぎて明るい髪色の状態を直せない場合は、生徒の状況に応じて保護者と面談するなどして、改善のための方策を立てる。なお、頭髪や眉の染色、脱色や奇抜な髪型、眉をしている場合、改善が確認されるまでは入学式や卒業式にも参加させない。

- (1) アイロン、ドライヤー等で髪色に変色している生徒については改善期間を設けて改善を指示する。
- (2) 月に1～2回程度、黒染めの落ち具合を生徒指導部で点検し、生徒指導部が必要と判断した場合には黒染めを繰り返す。

7. 身なり指導にともなう対応の規定

- (1) 違反・改造制服については、生徒指導部で預かり指導を行う。手直しをする場合は、改善の日程を約束してから返却する。
- (2) 制服や靴の水濡れおよび汚損への対応について
 - ①制服が水濡れや汚損で原状回復できない時は、「身なり指導確認票」を記入させ、体育着等の着用を許可する。その際は、体育着等においては、各学科系列の実習着や系列着よりも体育着の着用を優先する。
 - ②体育着等を持っていない場合は生徒指導部から代替制服もしくは体育着を貸し出す。
 - ③大雨等で制服の水濡れが多数出た場合は、職員会議で制服以外の服装の許可を検討する。
 - ④靴が水濡れしても靴以外の履物は認めない。＊災害等における避難のため。

8. 身なり指導に関する取り組みについて

- (1) 朝の身なり指導 朝の挨拶運動とともに登校する生徒の身なりについて声かけ指導を行う。
- (2) 全校一斉身なり点検について
 - ①各式典（各学期の始業式、終業式、入学式、卒業式、卒業式予行演習等）やLHR、SHR等において点検を行う。
 - ②身なり一斉点検を欠席した生徒は翌登校日に、担任が身なりの点検を行う。必要があれば生徒指導部でも身なりの点検を受ける。
 - ③点検に来なかった場合や改善の約束日までに改善が見られない場合、厳重注意指導の対象とする。
 - ④身なり一斉点検の方法
 - (ア) 担任、副担任でクラスを変えて点検を行う。
 - (イ) その場で改善できる身なり違反（制服の着崩し、化粧、装飾品）は点検者で改善させ、点検表に記入する。また、数珠を除く装飾品については、その場で預かり指導の対象とする。
 - (ウ) その場で改善できない違反者（頭髪、眉、制服忘れ）には、前方に待機する生徒指導部学年担当の指示を受けさせる。また、その場改善に応じない生徒やその他理由のある生徒も、学年担当に引き継ぐ。
 - (エ) 生徒指導部学年担当が判断に迷う場合は、生徒指導部主任および身なり担当で判断する。入学式、卒業式については場合によっては管理者の判断も仰ぐ。
 - (オ) 身なり一斉点検終了後、生徒指導部学年担当は指導方法、改善方法、確認の日程等を確認する。

9. 預かり指導について

預かり指導では、身なり違反となる数珠以外の装飾品や衣類等を預かり、生徒指導室へ届ける。放課後に口頭注意後生徒へ返却し、学校生活記録簿への入力の対象となる。周知をしても年度末までの受け取りに来なかった預かり品については、年度末に廃棄する。

第6条 携帯電話・スマートフォン等の指導

1. 目的

- (1) 携帯電話・スマートフォン等（以下スマートフォン等とする）の使用マナーを教え、自他に迷惑がかからないよう適切な使用を心がけさせ、社会性のある行動が出来るようにする。
- (2) スマートフォン等への依存による時間及び金銭の浪費を未然に防ぐ。
- (3) 事件や犯罪に巻き込まれないよう注意し、有効利用できるようにする。

2. スマートフォン等に関する規定

- (1) スマートフォン等を学校に携帯する場合は、公衆道徳並びに学校の指導方針に従う。
- (2) スマートフォン等は8:45から帰りのSHR終了時まで電源を切り、原則使用禁止とするが、昼休み時間については使用を許可する。しかしSNSトラブルや盗電などの問題行動が起きた場合には昼休みの携帯使用について禁止を含めた対応を検討する。
- (3) 使用禁止時間帯、スマートフォン等は完全に見えないように片づけておく。スマートフォン等を机の上に置いたり、手に持ったり、首からぶら下げて持ち歩かない。
- (4) スマートフォン等を使用しなければならない場合は、学校職員に許可を得て、その職員の管理のもとで使用する。

3. スマートフォン等の指導の流れ（預かり指導及び学校生活記録簿への入力について）
 - (1) 学校生活記録簿への入力はスマートフォン等を取り上げた職員が行う。
 - (2) 使用禁止時間帯に使用したり、スマートフォン等が見えた場合、それを発見した職員は預かり指導を行い、生徒指導部に預ける。
 - (3) 生徒指導部が学校生活記録簿の入力を確認し、携帯預かり指導記録簿へ記録する。
 - (4) 預かったスマートフォン等には学年・クラス・番号・氏名等を記入するラベルを貼り、金庫で保管する。
 - (5) 預かり指導を拒否した場合、指導拒否とみなし生徒指導部が厳重注意特別指導を行う。
4. 放課後の指導・スマートフォン等の返却・注意喚起について
 - (1) スマートフォン等の返却については生徒指導部が行う。その際、『スマートフォン等のマナー』を『携帯書写指導用紙』へ丁寧に書写させた後にスマートフォン等を本人へ返却する。
 - (2) 預かり指導が3回目以上になった場合、保護者へ、スマートフォン等の指導方針や指導になった経緯を説明し、理解を求めた上で、直接保護者に返却する。保護者が来るまで預かり指導を継続する。寮生に関する保護者の呼び出しは、舎監等にお問い合わせし対応してもらうことも可能とする。
 - (3) 預かり指導は、3回目以降、保護者への返却指導を繰り返す。ただし、年度が変わるとき、入力回数は0にリセットされる。
 - (4) 生徒へは、お昼の校内放送等を利用し、注意喚起を促す。
5. タブレット端末について、学習以外での目的の使用をしてはいけない。学習以外での目的の使用が判明した場合は学校生活記録簿へ入力する。

第7条 深夜はいかいについて

1. 目的
 - (1) 夜10時以降の外出は沖縄県青少年保護育成条例第9条（夜間外出の制限）で禁止されている事を理解させ、深夜はいかいや問題行動等の未然防止に努める。
 - (2) 高校生の深夜はいかいは事件・事故に巻き込まれる可能性が高く、学業や勤怠状況の悪化にも大きく影響する事を理解させる。
2. 指導方針
 - (1) 夜10時以降の外出（外泊含む）は禁止し、深夜はいかいや問題行動を行った生徒は指導の対象とする。
 - (2) 警察の生活安全課と連携した指導を行い、警察に補導された生徒の補導票による指導を実施する。
3. 具体的な指導方法
 - (1) 毎月1回、生徒指導主任が補導生徒一覧表を作成する。
 - (2) 生徒指導部学年担当は補導された生徒を呼び出し、事実確認を行い、問題行動一覧と学校生活記録簿へ入力する。また、『深夜の外出制限に関する確認』に保護者の署名と押印の上、提出させる。
 - (3) 初回は本人への口頭注意指導を行い、2回目以降は保護者来校の上、厳重注意指導する。複数回繰り返される場合は管理者指導も検討する。ただし、回数は年度が変わるとき0にリセットされる。
 - (4) 事実確認の結果、本校の問題行動に該当する行為があった場合は基準に沿って懲戒指導を行う。その場合は、深夜徘徊の累積の記録を行い、学校生活指導への入力はしない。

第8条 アルバイト指導について

1. 目的
 - (1) アルバイトは勤労体験をする場として有効であるという側面もあるが、得てして深夜徘徊や問題行動等への引き金になる場合が多々あることを理解させる。
 - (2) 生徒の本分は学業であり、勤怠状況の悪化や学習成績の落ち込みの原因の一端がアルバイトに起因している場合が多い事を理解させ、そうならないよう自覚を促す。
2. 指導方針
 - (1) アルバイトは原則禁止とする。
 - (2) 学業に支障のない範囲で行い、許可条件を満たす場合は審査の上、許可制とする。
 - (3) アルバイトの許可申請と許可証の発行について
 - ①アルバイトの許可申請は生徒指導部アルバイト係へ行う。
 - ②『アルバイト許可願い』に本人、保護者に必要事項を記入してもらい、提出させる。
 - ③下記のアルバイト許可条件を満たしているかを審査し、条件を満たしているか確認する。
 - ア. アルバイトをする特別な理由が存在し、保護者が同意していること。
 - イ. 学校生活には支障をきたさないこと（成績、勤怠状況不良にならない）
 - ウ. 深夜に及ぶ仕事ではないこと（22時以降）のアルバイトは禁止。
 - エ. 風俗営業（スナック、居酒屋、パチンコ店等）に関わる仕事ではないこと。
 - オ. 危険な仕事ではないこと。
 - ④『アルバイト確認書』にアルバイト先の事業者記入してもらい、提出させる。
 - ⑤アルバイト許可条件を守れなかった場合は許可を取り消す。

- ⑥提出された『アルバイト許可願』及び『アルバイト確認書』はコピーを担任、保護者に渡し原本を生徒指導部が保管する。
- (4) 条件を満たさないアルバイトは発覚時点で保護者に連絡する。
- (5) 許可の更新について
 - ①年度をまたいで継続する場合について、年度初めに再度、申請書を提出させる。
 - ②アルバイト先を変更する場合については、再度申請書を提出させる。
- (6) 無断でアルバイトをしていた場合については、アルバイト許可条件に該当する場合、早期にアルバイト届を提出させ継続を認める。アルバイト許可条件に該当していない場合、アルバイトを辞職させる。複数回の指導にも拘らず届け出や辞職をしない場合、嚴重注意指導対象とする。辞職したかどうかについては担任を通して本人、保護者に確認をする。

第9条 不特定問題行動について

- 1. 不特定問題行動とは、問題を起こした生徒が特定できないものをいい、特に、盗難、器物破損等については毅然とした対応をとる。弁償の場合、回復に要した費用はその生徒に関わった分に関して全額負担させる。
- 2. 不特定問題行動が発生した場合は、全体集会、または、学年集会を開くことを検討する。放課後に気づいた問題に関しては、翌日に職朝で報告し、集会等を行う。全体集会後の日程の調整は教務が行う。ただし、本人が申し出た場合は実施しない。

第10条 遊戯用具の持ち込み・使用の禁止及び好ましい学習環境の整備について

- 1. 目的
 - (1) 授業に関係のない遊戯道具（ゲーム機、トランプ等）は学習活動の妨げの恐れがあり、また管理の観点からも紛失、盗難等、予期せぬ問題に発展する可能性があるため、持込・使用を禁止する。
 - (2) 遊戯道具は賭博行為に使用されることもある。金銭せびりや恐喝を未然に防ぎ、好ましい学習環境を作るため、遊戯道具の持込・使用を禁止する。
- 2. 具体的な指導方法
 - (1) 持ち込み禁止物を見つけた場合には当該職員が預かり指導をする。生徒指導部に預け、預かった物は、その日の放課後に返却する。繰り返し預かり指導を受けている生徒に関しては、保護者に来校してもらい、保護者と面談し、返却する。
 - (2) 預かり指導を行った場合、生徒指導部が学校生活記録簿へ1回入力する。

第11条 盗難防止について

- 1. 教室の施錠及び貴重品の管理について
 - (1) 特に盗難が多い教室移動中や集会時には教室の戸締り・消灯・施錠を徹底する。
 - (2) HR担任、教室移動を伴う教科の教科担任、集会の集合係は一斉指導を入れる。
 - (3) 生徒指導部で集会時はHR教室の戸締りや施錠について呼びかける。
- 2. 教室の管理及び啓蒙活動
 - (1) 授業中や集会時に可能な限り巡回をする。
 - (2) チラシやポスターを作成し、各HR教室等で掲示してもらうなど、啓発指導を行う。